

第十三回 参議院内閣委員会 議録 第四十八号

昭和二十七年六月二十一日(土曜日)午後一時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 鈴木 直人君
中川 幸平君

委員

草葉 隆圓君
楠瀬 常緒君
横尾 龍君
楠見 義男君
栗栖 越夫君

國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君
運輸大臣 村上 義一君
建設大臣 野田 卯一君
國務大臣 大橋 武夫君

政府委員

警察予備隊 江口見登留君
本部次長
警察予備隊 本部長官官 麻生 茂君
房文書課長
警察予備隊本部 人事局長官官 加藤 陽三君
長官官房長
警察予備隊本部 人事局長官官 間狩 信義君
人事局長官官 大野木克彦君
行政管理局次長
行政管理局 中川 融君
行政管理局 柳下 昌男君
行政管理局 柳下 昌男君
通商産業大臣官房長 永山 時雄君
海上保安庁長官 柳澤 米吉君

海上保安庁次長 三田 一也君
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
會專門員 常任委員 藤田 友作君
會專門員 小室 恒夫君

説明員

通商産業大臣 小室 恒夫君
官房総務課長

本日の會議に付した事件
○通商産業省設置法案(内閣提出・衆議院送付)
○通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)
○保安庁法案(内閣提出・衆議院送付)
○海上公安局法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。
通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、これを議題といたします。前回に引続き御質疑があれば御質疑の發言を請います。

○楠見義男君 通商産業省設置法に關しましては、概略の問題は実は先般來お伺いしたのでありますが、その際にお聞き漏れをしておいたことが一点ありますので、その点についてお伺いをいたします。それは繊維行政の問題であります。現在は繊維行政については繊維局という局で総合的な行政をやつておられ、而もその繊維行政については

現在の我が國の纖維産業の實情から申しまして、更に又將來における我が國の自立経済における纖維産業の重要性から申しまして、通商産業省の中でも最も重要な局のうちのひとつだと思つております。ところが今回の機構改革によりまして、これが輕工業局の中に入つておるのであります。輕工業局の中に入つておること自体については、私は別に異議はないのであります。が、その前提である纖維行政といふことの重要性から見て、而も只今申上げたように、通商産業省としては最も重要なこの行政が他のものと同じく一つの局で行政されることの當否と言ひましようか、こゝういふ点について甚だ疑問なきを得ないのであります。これは意見になります。今申上げたように現在、又將來において最も重要な中心的産業であるこの纖維行政について、なぜ纖維局といふような一つの局で責任のある一貫した行政をおとりになるような構想をお持ちにならなかつたのかといふ点を一つお伺ひしておきます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 纖維工業が我が國で最も重要性があるといふことはお説の通りであります。ところが我々は將來も纖維行政については十分重点を置いて考えなくちやいかんと存じておるのであります。さて、それならばなぜ纖維局という獨立した局を置かないのかといふ点の御質問ですが、これは別にお答えをする理由もないのですが、今度の機構改革で、私自身に考へてみましても、通産省の内

局を統合する余地はあると存じておるのであります。これを検討します過程において、実は工業面は一つ一本にして、工業局或いは商業局と言ひます。か、商務局、或いは通商局と言ひてもいいですが、さういふふうになつて分けたらどうかといふような意見も出ましたので。ところで、併し工業の面は如何にも広く且つ重要でありますから、これを重工業と輕工業に二つに分ける原案を作成した次第なんです。この局の最も重点を置かなければいかん工業は纖維工業であるとも存じておりまして、これは實際に行政面において今日までと同様に重点を置いて行く考へでおるのであります。

○楠見義男君 今の大臣のお話の商務局と工務局的な考へ方、これも一つの考へ方なんです。で農商務省が商工省と農林省に分かれたときの商工省の機構は、御承知のように商務局、工務局、それから鉱山局ですが、まあこゝういふような機構であつたわけなんです。それがだんだんと工業の発達と言ひますか、それと分化によつていろいろの局が出て來た。それが今度又重工業局と輕工業局に分かれるといふふうになつたわけなんです。要するに問題は産業の発達なり、或いは將來に対する見通し、或いは政府の具體的な産業に対する奨励方針といふようなものが反映して、これはまあ私の考へは或いは間違つておるかも知れませんが、私は常に行政機構といふの

は便宜の問題だ、事業分量なり、或いは政府の重点の置き方を反映する便宜の問題だと、こゝういふふうにお考へておるのですが、これは私の意見で、或いは間違つておるかも知れませんが、さういふ観点から立つて申しますと、纖維行政は大臣も今お述べになつたように、私が又先ほど申上げたように、極めて重要な産業である。そこで輕工業局の中の重要な産業であるといふことも今大臣が仰せになつたのですが、私は恐らくこれはもう大臣のおつしやる通りだと思つて。ところが纖維行政それ自体がこゝにもあります。こゝに綿製品から生糸製品それから化学纖維、羊毛、それから麻、こゝういふふうになつてそれぞれ又一つ一つと増して重要な産業です。従つて從來の纖維局長といふものを私は詳しくは存じませんが、私も、恐らく新聞を通じて拜見しました。でも、一番忙しい局長であつたのじゃないか、こゝういふふうにお考へたのです。ところがそのほかに、今度一般のソーダ工業から火薬工業、いわゆる無機質化学工業品から有機質化学肥料からその他アルコールの専売といふようなところまであらゆるものがこゝに輕工業には包含されておる。さうすると若し從來のように纖維工業が大変な仕事であつたとすれば、輕工業局長といふものは纖維だけでも手が廻りかねると言ひますか、日を繼いで足りないうな、こゝういふことになればそれだけのかの工業といふものはおいてけぼりを食らうと言ひますか、さういふつもり

じやなくともなか／＼手が廻わらない。従つて一番大事な、而も事業分量から言つても大きなこの繊維行政というものは、機構改革で簡素化するということ、そういう一つの枠の中でおやりになることは結構だけれども、併し又産業の重要性なり、又それに関するいろいろの民間人のことも考へて行きますと、それから更に重要なことは、通産委員のかたがこゝで連合委員会でも随分やかましくお述べになつたように、一般に對する影響ですね、繊維行政といふものはこれはまあ説明を一人々々に対してせられることは、これは煩に堪へんと思ひますが、繊維行政といふものをちつとも輕視しておるのではない、輕工業の中の重要な産業として取扱ふのだということを一々説明をせられても、それは説明し切れないと思ふのですが、繊維行政に對する國の行政の重点の置き方が輕視されたのじやないかという感じが持つことになつてみたり、何から考へても余り策を得た考へ方じやないのじやないか。だからむしろこの際一番大事なのはこの繊維行政については、繊維局といふものを存置せられるということが至当じやないか。これはまあ意見ですけれども、勿論政府としてはこの原案をお出しになつておる以上は、この原案通りの通過をお望みになることだと思ひますけれども、そういうことをやつた場合に、これは仮りに修正した場合に、どれだけお困りになるか。勿論これは国会のおきめになることだから、それはそのとき恐らく尊重するといふ御答弁があるかどうか知りませんが、逆に繊維局といふものを切離して作つた場合に、通産大臣としてどれだけお

困りになるかという逆の観点から御意見を承りたいのですが……。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 私にとつては非常にむづかしい御質問で御答弁に困るのですが、只今のあなたの御意見に對しては御尤な点が少々あるのを見ます。その第一、政府といたしましてはこの際原案でやつて行こう、やつて行けるという決心でこの提案をしたわけでありまして、然るべく御審議を賜ひます。よろしく願ひいたします。

○補見義男君 これは通産大臣よりも或いは官房長にお伺ひしたほうがいかにもわかりませんが、官房長にお伺ひするのでありますが、繊維局の問題は今の大臣の御答弁以上の答弁は或いは得られないかも知れませんが、その程度にして、輕工業局内の化学肥料の問題についてお伺ひしたいのです。今同化学肥料部がなくなるといふことになるわけですね、これは恐らく機構改革の内閣の基本方針として、内閣における部を廃止する、こういう方針に從つておやりになつたことと思ひますが、実はこれは化学肥料部の設置せられることについては、私個人のことを申上げて大変恐縮なんです、実は私も当時農林次官をやつておりました、これには一つの責任を持つておるのです。それでこれはもう昔からあることですが、化学肥料については農林、商工の間にいわゆる権限争ひと言いますか、いろいろ権限の問題について長い間歴史的な経過を経て来て、最初は両方に分れておつたり、或いは戦争中は、私資材課長のときには化学肥料が私が所管を笑はしておつた。ところが戦争が済んで進駐軍が入つて来る

その際に、急遽当時の権名商工次官の御希望で全く戦前と同じ形に笑はしたのです。そこで肥料、農機具、農薬の所管問題については又戦前と同じような混淆の紛争を来たす虞れがありまして、随分長い間の問題は揉んだ、その結果は一つの政府部内における案として化学肥料関係の製造についての所管は戦争中と違つて戦前に戻して商工省の所管にする、但しこれは化学肥料部といふものを設けた。このほかに電氣関係についてもそういう事例が通産省であつたのですが、この肥料部といふものをお互いに一つの行政機構としてお互いがこれを育てて行くといふ、又仲好くやるという観点から化学肥料部を設けようじやないか、こういう曰く付きの、そして又ややもすると起り得る……余りこれは感心したことじやありませんが、官庁間のそういう紛争を解決する一つの行き方としてそういうものができたという單純なる歴史的な経過というよりも、むしろ重要な意味を持つておる部なんです。ところが先ほど申上げたように政府の方針として部を廃止された、従つて恐らくその方針について、参議院の我々で仮にそれが修正されたとすれば当然置かれることと思ひますが、併し又この際お尋ねしたいことは、従来化学肥料部といふものを設けることによつて非常に弊害があつた、或いは運用上非常に困つたということであれば、他の省における部の復活について我々として仮に考へても、従来に弊害のあつたものであるとすれば、化学肥料部はこの際復活する必要はないと思ひます。そこらのことは私は設立された當時には関與いたしておりましたけれど

も、長い間このほうには関與いたしておりましたので、その後の事情はよくわかりませんが、化学肥料部ができた運當された、その運當上においての若し長所があれば長所、非常に悪い点があつたとすればその悪い点の事情をお聞かせ頂ければ、これからいろいろの全体の案についての態度、特に修正態度を決定する上において参考になると思ひますので、その点の御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(永山時雄君) 化学肥料部の設置につきましては、従来運用の面で別段弊害があつたとは私は存じておりません。又今後存続を置いて置いても格別これに弊害があるとも考えません。ただお話のように一般に部を整理しようといふ一般方針に基いて整理いたしましたこと、又整理に伴ひまして別段特にマイナスもない、従来と同じように十分肥料の生産には力を盡してやつて行くという自信は持つておると思ひます。

○栗栖勉夫君 この前私通商産業省設置法案の中の第九條の十四号の「條約に基いて日本國に駐留する外國軍隊、日本國に在留する外國人等に対する物資の供給及び役務の提供に關する事務を總括すること」(調達庁の所掌に係ることを除く)の、この意味についてお尋ねしたのでありますが、只今文書でそれを頂戴いたしました。この文書を読みまするといふと、大体質問の趣意はこれでわかると思ひますので結構だと思ひます。ところでどうして五のところで文書で頂戴いたしました五のところで「(調達庁の所掌に係ることを除く)」とあるのですが、これがあるの

で調達庁の設置法の場合にお尋ねして見たんですが、これと連關する規定がなかつた、御答弁も全く連關しておらずのです。そこで大事な問題でありますので併せて一応お尋ねしたいと思ひます。この五は括弧のうちの説明としては「日米行政協定に基き合衆國軍隊等が必要とする物資は原則として直接調達方式がとられるが、その調達に際し」云々と書いてあるものであります。その「調達に際し」というその「調達」といふのは直接調達の場合と、こう解すべきですかどうですか、それを一応お尋ねしたいと思います。

○説明員(小室恒夫君) 只今の点でございすが、只今ここに書いてございすが、駐留軍等が必要とする物資は直接調達方式であります、これが原則でありますけれども、土地とか不動産、或いは勞務等については日本の官庁で間接調達をする場合があるわけでありまして、これは現に調達庁がその任に當つておるわけでありまして、將來物資の需給關係等も考慮いたしまして、その他の物資等についても間接調達方式がとられるかとられないか、その辺は予測の問題でありまして、今はつきりいたしません。又そういう場合にその調達の任に當るものはどここの役所になりますか、これも現在のところは明確になつておらないかと思ひますのであります。併しなから通産省設置法案、調達庁のほうの設置法案、両方とも矛盾しないような書き方にいたしたい、こういうことで以てこちらのほうは調達庁の所掌の事務を除くし、向うのほうもたしかこれは行政官庁から御説明願わなければなりません、同じように他の官庁の所掌の事務を除く

ようになつておつたと記憶いたします。

○栗栖越夫君　そうするともう一度お尋ねしますが、その調達に際し」というのは、直接調達の場合でなしに間接調達の場合を指したものですか。「その」という字があるが……。

○政府委員(永山時雄君)　ここに「その調達」と書いた意味は、間接調達も直接調達も両方含めた要するに一般的方法として日本国の権限のある当局を通じて行われる場合がその中に予測されるという意味でございます。

○栗栖越夫君　そうしますと、この「日本国の権限のある当局を通じて」というのは間接調達の場合ですか。

○政府委員(永山時雄君)　その通りでございます。

○栗栖越夫君　そうすると、この十四号の例は直接調達と間接調達と両方を指して意味しておるものでしょうか、どうでございますか。

○政府委員(永山時雄君)　十四号は調達に関する一般の例といえますが、事務の総括はこれは通産省がこれに当るといふ意味を持つたものでございまして、ただ先ほど申し上げたように間接調達、政府がその間に入つて調達をする場合には、これは調達庁がおおむねその面に当るといふことになりまして、その関係だけは除いてその他は通産省がこれをやるといふことになつております。

○栗栖越夫君　もう少しそこをはつきりしますと、そうすると括弧の前までの文章全体は、大体直接調達と間接調達の場合には調達庁の所掌に属するものだけを除いたその一切を包含すると

解釈してよろしいと思ひますか。

○政府委員(永山時雄君)　十四号の括弧を除いた本文は、要するに調達一般について通産省が所掌する、但し間接調達だけは除いておるといふことになると存じます。

○栗栖越夫君　そうすると、少し考えをみると、間接調達はすべて調達庁になるのですか。

○政府委員(中川誠君)　調達のお話でございますが、間接調達の場合は今の調達庁の設置法によりまして、これは調達庁が権限を持つておるようになっています。併しその中にほかの省の所掌に属するものを除外しておりますので、そういう場合もあり得る、つまり間接調達であつても調達庁以外の役所がやり得る、その余地が認められておるわけでありまして、結局ほかの省に法律上そういうことをやり得る権限がなければこの規定は働かないわけでございますから、現実の問題といたしましては間接調達は調達庁がやつておる現状でございます。併し場合によりまして、例えば進駐軍の使う建築物等の營繕事務につきまして或いは建設省がやるというようなことも法規上もあり得ることだと思ひます。それから又列車で駐留軍関係の人とか物とかを輸送するというような場合には、或いは運輸省が直接これに当るといふような場合もあり得るわけでありまして、この調達庁が原則としては間接調達は扱いますけれども、必ずしも調達庁のみに限局はされてないといふふうに解釈いたしております。

○栗栖越夫君　私はこの質問をするのは別にほかの質問をしようにと思つての前提ですけれども、この間からの説明を聞き、又通産省の説明を聞きまして、つまり或いはまだ交渉の途中にあつて実態がはつきりしておらん関係もあるのか、具体的に各省の關係の御説明が一致しておらんと思ひます。これは或いは交渉がまだコンクリートになつておらん関係もあるかと思ひます。でございますが、私は実態充足する場合には、もう少し各省ではつきりその分野をおきめになるように一つお願いしたい、こう思ふのです。そうしますと、私に言わせるならば、直接調達についても何かの交渉は私は必ず起きて来るものだと思うのであります。その場合に調達庁の御説明を聞けば、それは一切調達庁はやらんのだ、こういうお話なんです。ところが今永山官房長のお話では、そういうものを一般には十四号でやるのです。これはちよつと裏と表があるように思ふのです。併しそういう点についての調達庁の解釈は少し範囲が狭きに失するのじやないか、こう思ひますので、洩れないように、殊に直接調達というものは日本の財政経済に影響するところが非常に多いのでございまして、御注意を願うように希望してこの括弧の中についての質問はもう打ち切ります。そこでこう考へてみますと、十四、十五、十六、十七と、こういうように相当駐留軍の關係からこの仕事を複雑して参るのではありません。私はここで質問したいという本當の意味は、この企業局では別に大長等も置いておられんように思ふのであります。これだけの一群の仕事をするに於いて、やはり大長くらい要するのじやないか、こう思ふのであります。この点についてもこれで差支えないかどうか。永山官房長の

御意見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(永山時雄君)　只今の御質問でございますが、御覽のように企業局の仕事は内容が相当煩瑣でございまして、又御指摘のようにその中には特需の調達というやうな、相当ボリュームとしても或いは質的に見ましても、かなりむづかしい問題が仕事に入つておりますので、従つて行政としてはかなり複雑であるのでございまして、先ほど来申し上げておりますので、今般の機構改革は何といたしまして、簡素化ということがその主眼になつておりますので、従ひましてこの原案でございますだけ支障なくやつて行きたい。又やつて行けるだらう、かように考へておる次第でございます。

○栗栖越夫君　これは私希望として一つ申し上げておきますが、私どもとして日本の財政資金が駐留軍の費用の負担をする關係でこの調達方面にも流れて行くのじやないか。又日本の物資には限度があります。それをどうしようか。日本国内の需要を圧迫しないようにして物資の調達を完全にできるかというところは、非常にむづかしい問題と思ふのであります。殊に貿易その他がこういうやうに、或いは為替關係或いは貿易關係が完全な形をなしておらん、これは国内的になさんのみならず、英國その他を見ましても、國際的にもなしておらんのであります。そういう間に処してこういうものを円滑にやられるといふことについては、必要があるならば私はここでは大長くらいに適當な人を据えてまゝとて行かれる必要があるのではないかと、こういうように考へてあります。これは私の意見でありますから御答弁は頂戴しなくてもいいと思ひます。

それからその次に為替管理に関する問題であります。これは八條の四五、その大くりに現れておるのであります。貿易等に関する外國為替予算案を作成すること。とあります。農林省が何かに準備をなすことといふのもありましたが、實務的な手順をあらまし御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(小室恒夫君)　現在でも外國為替予算を編成する際には實際上やや似た手順を踏んでおるのであります。が、今回の新しい設置法に基きますと、先ず農林省とか或いは運輸省とか、各省におきまして貿易に關係いたします予算の案の又案と言ひまするか、原案を一応所掌物資について取りまゝとしまして、それを通商産業省のほうに持つて来て頂く、そうすると通商産業省は通産省の所掌物資と合せましてそういう他省關係の予算の原案を一つの貿易關係の予算としてまとめまして、それを更に大蔵省と共同作業で大蔵省のほうの貿易外の予算と一まとめにいたしました。その一まとめにしたものを閣僚會議に付議いたしまして、閣僚會議を通じて最終的な外貨予算案が決定する。非常に簡単な説明であります。一応そういう手順となります。

○栗栖越夫君　そういったしますと、農林關係とか、或いは運輸省の關係の貿易外収入がございまして、こういうものは一度通産省に集つて行くのですか、或いは運輸省のごときものは大蔵省に集まるのでしょうか、どうでしょうか。

○説明員(小室恒夫君)　只今のお尋ねの点は、運輸省の所掌物資で直接貿易

という枠に入りますもので言え、例えば車両であるとタイに輸出するかブラジルに輸出するか、こういうものは一般の物資の輸出でありまして、こういうものは問題なしに通産省のほうにして頂くわけでありまして、このほかに貿易に直接関係する、従来の言葉で言え貿易外收支ということになりまして、例えば物に伴う運賃、保険料或いは倉庫料、こういうものは貿易に直接関係いたしますので、通産省で物の輸出入の予算と同時に取扱うほうが至当であるということで、予算の原案は通産省で作るということに相成っております。ですから貿易外の中で貿易に直接関係するかどうかで微妙な線が引かれます関係で、或いは直接通産省或いは又直接大蔵省に原案が行く、こういうふうなことになるております。

○栗栖越夫君 そうすると、例えば対外貸付金があつて、その利子とか何とかいうことについては大蔵省に直接集つて来る、そういうわけですね。

○説明員(小室恒夫君) さようでございます。

○栗栖越夫君 そうしてそのときに外貨予算を作られるわけですが、外貨予算を中心に行われるのに大蔵省がそういうものを作つたのがいいのか、或いは通産省で作つたのがいいのか、或いは今度できますような経済審議庁といひますか、名前は別ですが、こういうもので作つたほうがよく行きますか、通産省としての御希望なり御意見なりはどんなものでしょうか。

○政府委員(永山時雄君) お話の点は実は両様に考え得るのでございまして、従つて従来この機構改革が行われ

るまで、今日までは御承知のように経済安定本部でその外貨予算の編成に當つておるのでございまして、機構改革後におきましては、先ほど総務課長から御説明申し上げましたように、貿易関係は私のほうで取りまとめをいたしまして、その他は大蔵省で取りまとめをし、更に貿易関係もその他も含めた総括の取りまとめは一応大蔵省が當るといふことになるわけでございますが、これもその考え方で別段さして支障はないと思つております。問題はむしろ別個の考え方から安定本部を置くか置かないか、そういう考え方から従来のような性格を持たせるといふことになりまして、安定本部が扱うということに安当だということになるのじやないかと、かように考えております。

○栗栖越夫君 ちよつともう一度お尋ねしますが、安定本部を今のような、今度の政府原案のようなものに縮小し、性質を変えてしまふ別であるけれども、安定本部的な性質を引續いて持つたといふならばそこにやらせるほうが便宜である、こういうふうな解釈してよろしいと思ひます。

○政府委員(永山時雄君) 安定本部が今般の機構改革のような性質になりますれば、これはむしろやはり大蔵省がこれに當るといふことが安当かと考えますが、従来のような行き方で安定本部が存続する、仮にそういうことに仮定いたしますれば、これは安定本部の扱うことも結構ですし、或いは大蔵省で扱うこと、両様の考え方ができると思ひます。

○栗栖越夫君 それから政府原案によつて、外為委員会というものは廃止して、大蔵省に為替局を設け、日銀の部

局で実務を行つて為替の管理をやる、こういうふうなことになるておるわけでありまして、これは根本の政策は別として、貿易と為替というふうなものはずぐ裏表があり、而もその間に連絡等日をかすといふことになれば、非常に飯活を要するような取引に支障を来たすわけでありまして、大蔵省に為替局というものを設け、日銀にそれに相當する部局を設けてこれを窓口として扱つすといふことについて、通産省としては貿易政策或いは貿易手続上これで結構だと、こういうふうにお考えでございましょうか、どうでございましょうか。

○政府委員(永山時雄君) 非常にむづかしい御質問なんです、現在までのような為替管理委員会を置いて実務に當らせるといふ行き方も、これも十分理由のあることでありまして、我々としてもこの行き方に賛同を従来からして来たのでございまして、ただ根本はやはり行政委員会を廃止をするといふその根本方針を貫くといひますれば、やはりこの設置法、今般の機構改革で考へておるような行き方が安当ではないかと、かように考えられるのであります。

○國務大臣(野田卯一君) 栗栖さんの御質問にこれはお答えになるかどうかと思ひますが、今度の機構改革で貿易、為替の管理は通産省にやらせるのであるから、貿易政策と裏腹になつて両方ともが通産省で扱われるといふことになることになつたわけですね。大蔵省では貿易、為替の管理はしないので

す。

○栗栖越夫君 そうしますと、二つに割れるわけですが、その貿易、為替で

も割當その他をしましても、手続とか或いは為替の売買とかといふものは大蔵省の為替局を経て行くのでしようか、どうでありましょうか。日銀の為替局なら為替の窓口からこの大蔵省を経てきまるといふことになるのでしようか、どうなつてございましょうか。

○政府委員(永山時雄君) 為替の関係で、ここに書いてございまして、貿易通商に伴う為替の問題でございまして、これは別に大蔵省の為替局を経由して云々といふことはないと思つております。

○栗栖越夫君 ちよつと……管理の行政面と、それから實際為替を売買して日銀の窓口と通ずる面において二つあるわけですね。その後の場合です、そういうふうなものは大蔵省を経由してされるんでしようか、そこはどうなつて

○國務大臣(野田卯一君) おつしやいますのは、インターバンクが対マーチャントですか。

○栗栖越夫君 マーチャントです。

○國務大臣(野田卯一君) これは為替銀行がやる。

○栗栖越夫君 為替銀行がいたしますけれども、併し為替銀行に対しては大蔵省といふものが枠を張つておられるんじやないかと思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) マーチャントのほうのやつは為替の許可は通産省で貿易関係のほうは許可することになつております。それがマーチャントが為替銀行に直接行くといふことになつております。

○栗栖越夫君 そうしますと、ちよつと手続が今の為替の割當をもちやうと

か、そういうことは通産省でやつて結構だと思ひますが、その割當をもちやうとして、例えばどの銀行でドルを手に入れるとか、或いはポンドを手に入れるといふような場合に、その外貨資金といふものが要する、その資金の面はやはり大蔵省の面で監督されておるのですから、そこで大蔵省の面でそれを監督するといふことならば、通産省の面において或いは食違ひが生ずることがないかといふことを心配しておるのですが、どうでございましょうか。

○國務大臣(野田卯一君) その点はマーチャントがまあ通産省で許可をされた為替、これは古い為替管理になるかも知れませんが、マーチャントが通産省で許可を得て、その取引を為替銀行でやる、その為替銀行がその為替の売りとか買いができます。その売り買ひしたものを今度資金調整をする場合にどうするか問題になつて来る。外貨の持高と現実のファンドの調節との問題が起つて来ますが、これは外貨集中はどの程度でやるか、持高の集中はどの程度にするかといふことは、これは為替銀行の資金全体、持高集中、為替集中はどういうふうになるか、そのやり方にかかつて来ると思ひますけれども、マーチャントが為替銀行で以て取引するといふことは支障は来さないのではないかと、こういうふうな思つております。

○栗栖越夫君 今ので問題はつきりしたのでありますが、私のお尋ねは、昨年の三、四月頃或いは一、二月頃ですか、棉花などに對する為替の割當といふのが相當あつたわけですが、併しこれは通産省でされたわけですが、ところがこの大蔵省が外貨の点から言ひましたなら

ば、それが果して当を得ておつたか、或いは為替のアロケーションと言いますか、それをやり過ぎたという非難が有るはせんかと思ふのです。それは通産省できめられたが、大蔵省で外貨を握つておられるので、私は為替資金を替資金と言つておりますが、為替資金と言つたほうがいいと思ふますが、その為替資金等の面との間に二省でやられたならば、つじつまが合はんことが起りはせんかというのを私懸念をして、長い言葉を費しましたけれどもお尋ねした次第であります。若しそういうことにならないとすれば、これは調整されるか、無論外貨の予算のところではされましようけれども、それは予算です。

○栗栖勉夫君 今の輸入為替の割当と云うようなことは、実際の取引よりも前に進めなければならないから、そこに見込めがあるかと思ふのです。私は両方よく調整せねばいかんと思ふのですが、その調整はどの省でなさるか、或いは今度経済審議庁でありますか、大蔵省でなさるか、通産省でなさるか、そういうことが必要にやないか、為替自体と割当が為替資金の問題と両方の関係において何か関連を機械的に取つておく必要はないか、その機械的な関連は外貨の予算でおとりになるのか、クォーターリーにやるのか、どれでおとりになるのか、どこでやられるか。

○栗栖勉夫君 実はこれは非常にあると思ふのです。これは昨年の二月、三月、四月において繊維その他の原料をお入れになつて、それが暴落になつておりました。それが暴落になつておりました。朝鮮事案の見込輸入もあつたと思ふのですが、外貨の手配というものは私は必ずしも十分ではない、殊にその後にポンドとドルというものがアンバランスに保たれるというやうな結果になつたりして、適当じやない、適当であつたかという、私は必ずしもそうであつたとは言えないのです。攻撃したり非難したりする意味は毛頭ありませんけれども、その調節というものは外貨予算をあと廻しにするところ、これは予算だけじやない、実は決算もしておられるのか、又されようとするおつもりであるのかどうか、両省に跨る問題であります。

○栗栖勉夫君 今野田大臣のお話の通り現状に今まであつたのです。そこでは私は外貨委員会を設置するかどうか、或いは外貨予算はどのようにしてどういふふうにするか、貿易とそれから為替割当、外貨資金の準備というところについてよく連絡を取つなければならぬという意味で御質問したのであります。

○栗栖勉夫君 外国は別でありますけれども、日本のときは中小企業が国民の生業のうちの相当大きな部分を占めておるのであります。これはここに十五條の十一から十一まで皆掲げてありますけれども、これだけを忠実にするということが、なか／＼常の折れる仕事だと思ふのです。それで、私は長く質問しましたから簡単に打ち切りたいと思ふますが、中小企業、こういうものについては單に内局にして、ただ機構上簡単にされても、併し実際の運営はそのために効果も非常に落ちる、能率が非常に下るといふやうなことのないようにならなければいけません。これは、お尋ねもあつたから詳しくは申しませんが、私も、私の希望としては、内局に落ち、その結果非常に小さいものになつて、中小企業の振興というやうなことが手落ちにならないやうなことを希望してやめます。これで私の質問は打ち切ります。

○補見義男君 先ほど繊維局の問題について仮定的なことを申し上げて見たのであります。仮に、先ほど申し上げたやうな場合に、その仮定が実現したと、輕工業局から機械局というものを抽出したやうな場合に、残りの機構として輕工業局が一つの局として体を成すかどうか、或いは重工業局との間に事項の適宜配分を要しなければ均衡を得ないか、こういうやうな事情もあり

○栗栖勉夫君 今の輸入為替の割当と云うようなことは、実際の取引よりも前に進めなければならないから、そこに見込めがあるかと思ふのです。私は両方よく調整せねばいかんと思ふのですが、その調整はどの省でなさるか、或いは今度経済審議庁でありますか、大蔵省でなさるか、通産省でなさるか、そういうことが必要にやないか、為替自体と割当が為替資金の問題と両方の関係において何か関連を機械的に取つておく必要はないか、その機械的な関連は外貨の予算でおとりになるのか、クォーターリーにやるのか、どれでおとりになるのか、どこでやられるか。

○栗栖勉夫君 今野田大臣のお話の通り現状に今まであつたのです。そこでは私は外貨委員会を設置するかどうか、或いは外貨予算はどのようにしてどういふふうにするか、貿易とそれから為替割当、外貨資金の準備というところについてよく連絡を取つなければならぬという意味で御質問したのであります。

○栗栖勉夫君 外国は別でありますけれども、日本のときは中小企業が国民の生業のうちの相当大きな部分を占めておるのであります。これはここに十五條の十一から十一まで皆掲げてありますけれども、これだけを忠実にするということが、なか／＼常の折れる仕事だと思ふのです。それで、私は長く質問しましたから簡単に打ち切りたいと思ふますが、中小企業、こういうものについては單に内局にして、ただ機構上簡単にされても、併し実際の運営はそのために効果も非常に落ちる、能率が非常に下るといふやうなことのないようにならなければいけません。これは、お尋ねもあつたから詳しくは申しませんが、私も、私の希望としては、内局に落ち、その結果非常に小さいものになつて、中小企業の振興というやうなことが手落ちにならないやうなことを希望してやめます。これで私の質問は打ち切ります。

○補見義男君 先ほど繊維局の問題について仮定的なことを申し上げて見たのであります。仮に、先ほど申し上げたやうな場合に、その仮定が実現したと、輕工業局から機械局というものを抽出したやうな場合に、残りの機構として輕工業局が一つの局として体を成すかどうか、或いは重工業局との間に事項の適宜配分を要しなければ均衡を得ないか、こういうやうな事情もあり

○補見義男君 先ほど繊維局の問題について仮定的なことを申し上げて見たのであります。仮に、先ほど申し上げたやうな場合に、その仮定が実現したと、輕工業局から機械局というものを抽出したやうな場合に、残りの機構として輕工業局が一つの局として体を成すかどうか、或いは重工業局との間に事項の適宜配分を要しなければ均衡を得ないか、こういうやうな事情もあり

○補見義男君 先ほど繊維局の問題について仮定的なことを申し上げて見たのであります。仮に、先ほど申し上げたやうな場合に、その仮定が実現したと、輕工業局から機械局というものを抽出したやうな場合に、残りの機構として輕工業局が一つの局として体を成すかどうか、或いは重工業局との間に事項の適宜配分を要しなければ均衡を得ないか、こういうやうな事情もあり

ましようか。その仮定の問題で甚だ恐縮でありますけれども、この点を一点お伺いしておきたいのであります。

○政府委員(永山時雄君) 軽工業局から繊維局が独立した場合に、あとのものはどういふことになるかという点でございますが、これは軽工業局は御承知のように繊維局のほかに従来の化学局と雑貨局、この三つが統合されたものでありますので、従つて軽工業局といたしましては、かなり人数から行きまして相当多いのでございまして、従つて、繊維局が独立をしたあと

の問題を考えましても、別段バランスの問題から言つて大した問題はなからうかと思ひます。ただ我々のほうは、先ほど来申し上げておりますように、簡素化の方針に副つてこの軽工業局一局でも大体やつて行けるだろうと、かように考へて提案をいたしましたのであります。さう御了承願ひます。

○補見委員(河井彌八君) これは新しい機構の第四條の第二項であります。通商産業大臣が大蔵大臣或いは農林大臣にそれ／＼協議すべき事項について、ここに制限的に列挙されておりますが、こういう米麦等主要食糧及び肥料及び飼料とありますが、これと並んで私は油脂の問題、油脂の問題は非常に重要な問題で、従来にもいろいろ問題があることだと思ひますが、問題があるなしにかかわらず、事柄自体としては肥料及び飼料と同列に重要性を持つものだと考へておりますが、ここで油脂が落ちてくる事情はどういふ事情でしょうか。

○政府委員(永山時雄君) この條文は大體従来からやつております内容をこの條文に反映したのでございまして、

油脂關係につきましては、従来ども支障なく行われておりますので、従つて特にかようなところに摘記するといふ必要がないので取つた、かように考へております。従つてさういふふうにしたのでございまして。

○補見委員(河井彌八君) さうすると、油脂については従来とも支障がなく、従つて両省の間にはさういふ問題も別に今までないと、さういふふうには了解していいですか。

○政府委員(永山時雄君) さう心得ております。

○委員(河井彌八君) 諸君にお諮りいたしますが、通商産業省設置法關係は大體この程度にとどめておきまして、差支えありませんか。

○補見委員(河井彌八君) それでは次に、保安庁法案と海上公安局法案の質疑に移ります。只今村上運輸大臣が出席されておりますから、大臣に対する御質疑のあるかたはこの際御発言を願ひます。

上保安庁法の一部改正法律の際にもお伺ひしたことでありますが、多少重複するのでありますが、或いは大臣記憶を導くされておるかも知れませんが、多量當時を思い出しながら御質問申し上げてみたいと思ひます。

それは、海上保安庁において當時新たな機構として海上警備隊が増設された場合の問題であります。當時村上運輸大臣は、要するに海上警備隊というものは陸上の警備隊における、何と申しますか警備隊の予備隊が若しくは機動隊というものに相当するものが海上保安庁における警備隊だと、その警備隊の警備隊とか或いは機動隊とか予備隊とかといふものを含めた地方警察、或いは又別の観点からすれば国家警察、こ

ういふ国家警察、地方自治体警察の補充として警察予備隊がある。ところが海上警備隊については、今申上げた警備隊の予備隊或いは機動隊に當るものだとさういふことをお述べになつてお

り、そして又その際いろいろ警備隊の出動命令を發する形式等について、當時大臣及びここにもお見えになつております柳沢長官にもお尋ねをいたしたのであります。即ち本来の海上保安庁の任務の範囲内において海上警備隊といふものは出動するのだと、さういふことをお述べになつておるの

であります。そして更に詳細に申し上げますと、海上保安庁に警備隊を設けるといふ趣旨は、巡視船が一萬マイルの沿岸線及びその海面を巡視警戒するのに僅かに百六十隻程度しかない、自然一隻の巡視船の受持区域は七十マイルにも及んでおる、そこでこれを補充をする。或いは又もう一つの理由として、は、天災地変等に際して、少數のバ

トルール船では結果から見ても遺憾な点が少くないので、さういふ場合の機動的な援護活動隊とまあさういふような趣旨であります。要するに警察予備隊とそれから海上保安庁とは、これは私が実は御質問申し上げる際に引例したことでありますが、水と油ほどの違いはないけれども、それはさういふ違いはないけれども、併しその性格において又任務において異つておる、従つてさういふものを一緒にするといふことはおかしいんじゃないかといふことに對しまして、運輸大臣はその点は同感の意を示されておるのであります。即ち現在

あります警察予備隊といふものとそれから海上警備隊との間に「水と油」といふことはないけれども、相當の性格上の食い違いがあるように考えられると

いう御指摘でございました。それは全くさうだと私も思つております。さういふ御疑問と同じ疑問を私その点について持つておるのであります。さういふ御疑問もあつたわけなんです

あります。ところがそれが間もなく新しい保安庁として一体になつて行く、而も運輸省本来の任務である海上保安行政、この任務が運輸省としては重大な大きな任務だと思ふのであります

が、その任務が今度は海上公安局といふものによつて警備隊と一緒に保安庁に統合されておる。保安庁の新しい機構を作る目的が、さういふ点については臆測があり又疑問視され、又批評がございまして、その批評とか或いは臆測の當つておるかどうかはこれは別にいたしまして、今申上げたように全く違つたとは申しませんが、そこに大きな相違があるものを一緒にするといふこと、即ち運輸省として従来おや

りになつておつた、そして又運輸省としては相當重要だと考へられておつたその任務が、他の機構と一体としてそれが出ているといふことについては、今も別議いたしましたように運輸大臣としては非常に疑問を持つておられる。にもかかわらずそれが実現をせられておるといふことについて、私は運輸大臣から特にこの点についての詳細な御説明をお聞しなければならんと思ひますので、その点についての御説明を煩わしいと思ひます。

○国務大臣(村上義一君) 御指摘のよう

に現在海上保安庁に新たに設置せられて、まだ完全に整備されてはおりませんが、新たにスタートしました海上警備隊、この現在における海上警備隊の性格は、警備隊における予備隊又は大阪の機動隊といふような性質のものであるといふことは、これはさういふ前も申上げた通りであります。従いま

して、陸上における警察予備隊といふものは少しその本質が異つておると信じておるのであります。自然この本質から發生するために、陸上の警察予備隊が出動する場合と海上警備隊の出動する場合とは、手続において又命令の発令者においても相當の相違がある次第であります。即ち陸上の警察予備隊が発動するときには總理大臣の命令によつて初めて発動するのであります

す。然るに現在の海上警備隊が発動して行く場合には、海上保安庁長官の命令によつて発動して行くといふことになつております。これによつてもその本質がそこに若干の何かがあるといふことは御了承願ひと思ひますのであります。なお只今お話のごとく、海上の治安

維持につきまして、又航路の安全保持につきまして、運輸省としては大事な仕事であるという御指摘でございまして、これは全くその通りでございまして、で今回の機構改正におきましては、航路の安全という点につきまして、燈台及び標識の維持管理、或いは水路の調査でありますとか、又船舶の検査でありますとか、船員の試験でありますとか、こういった航海の安全を確保するという点に必要のあることは殆んど運輸省に残ることに相成つておるのであります。ただ一点水雷その他の掃海の仕事、これ又航路の安全確保、航海の安全という仕事の一つではあります、これが分れて総理府のほうに移るといふことに相成つておるのであります。又救難の仕事、つまり海難救済の事柄につきましては、燈台、標識の方面のこと、更に気象の方面のこと、これらは一種の予備行為と言いますか、そういったようなものは運輸省に残ることに相成つております。併しながら実際に海難が生じた場合に救助して救済する、これは総理府のほうに移ることに相成つておるのであります。併しそう申しますと、仕事の趣旨において非常に一貫しないじやないかという御批判や御疑問が生ずることと拝察いたしますが、実は現在の海上保安庁の仕事がここに結構せられておるのであります。漁船の保護の仕事、これは本来農林省の所管であるべきなのであります。又密入国の取締り、これは外務省の所管であるべきであります。更に密貿易の取締り、これは大蔵省の所管であるべきであります。勿論今日の海上

保安庁が発動する場合のよるべき法令はもとよりそれらの農林省、外務省、大蔵省で検討をし、所管しておられる法令によつて海上保安庁は動いておるのであります。こういう場合に種々雑多な仕事を包括的に現在の海上保安庁がやつておるといふゆえんのものは、全く設備から来るものであります。若しこれを各所管系統と申しますか、命令系統で個々に所管して処理して行くとしても、又一旦事ある場合に出動する場合におきまして、それ、非常な船舶、人員その他の準備を要するのであります。今日の海上保安庁がいわゆるコースト・ガード・システムとして統轄してやつておるといふゆえんのものは全くこの設備の節約と申しますか、この方面から来ておる次第であります。従いまして、航海の安全業務のうちで水雷その他の掃海事業というものが特にこの面から切離されて今回総理府のほうへ移るといふことも、又救難事業の殆んど大部分が総理府に移るといふことも、船舶その他のこの設備の便宜から来ておることであるのであります。この点御了承を願いたいと存するのであります。なお総理府に移つたのちにおける海上警備隊の性質は非常な変化を来すかどうかという問題については、大した変化ではないと思ふのであります。若干のそこには違ひがあるといふことは、総理大臣の言明によつて始めて発動するといふことが物語つておると思ふのであります。

○補見義男君 私はいはれ引例として、は甚だ適当でない引例かも知れないのですが、実はこういうことを申してゐるのです。此を貸して母屋を取られ

るといふ言葉を使つておるのですが、それは警察予備隊のほうはまあ十分御承知のように、いわば国家非常の事態に備えた一つの社会組織であります。従つてその本来の設置目的自体がそういう特別の場合を予想してゐるのであります。ところが海上警備隊のほうに先般の海上保安庁法の説明の際にも詳細運輸大臣からもお聞きしましたように、本来の運輸省の海上保安行政、この従属体として誕生したものであります。従つて本来の目的自体が主従の関係において非常に違ふのではないかと、これは若しあの際にお伺ひした説明が間違つておつたとすればこれは別であります。そこで大臣のお述べになつた言葉を速記録によつて先ほど申上げたのはやはりそういう意味から申上げたのであります。従つてそういう観点から申しますと、先ほど申し上げたように警備隊といふものは海上救難部の実質は補完的の任務が主たる目的である。従つてその出動する発動命令、出動命令に対する発議の形式についてもこの前は随分くどくお尋ねをいたしましたし、その場合に柳沢長官の御答弁にもございましたように、普通の場合におきましては、警備隊の船舶が常時警戒をやつておられて、これによつて何らかの非常事態が起きましたときに、その要請によりまして、警備隊は警備隊の船舶で間に合はないといふときに要請がありまして、長官から警備隊の船舶を出すといふことになつておられます。こういうようなことをお述べになつておるのも今申上げたように主たる任務は別にあり、その従属的な任務としてこれができた、こういうふうに理解をする

のであります。従つて保安庁が設置されることになつた場合に全く従来と違つた目的をここに與える、又それについて性格任務を與えるということであれば、これは別でありますけれども、この点については総理大臣も或いは大橋国務大臣もあらゆる機会に警察予備隊及び海上保安庁の任務について、或いは性格については全く変つておられない、その際にも運輸大臣はブラ・ス・アル・ファーセられるものがありやせんか、こういうことを大臣は委員会でお述べになりましたけれども、あとで大橋君に聞いたところ、そういうことは無いということであつたから、その点は修正いたしますというやうなこともお述べになつておる。そうしますと、全く従来と性格が同じであり、そして今申上げたように、その任務の主従の関係、目的の主従の関係が全く違ふものだとなれば、これを一つの機構にするといふことは、行政機構の簡素化といふ今回の機構改革の狙い以外にはほかの狙いがなければおかしいのじやないか、こういうことで、どうして理解ができないのです、私の理解が間違つておれば、それは間違つておると御指摘頂いて結構であります、もう一度その点をお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(村上義一君) 野田さん、これはあなたからお答え頂きますか。

○補見義男君 各務大臣からそれぞれお答えして頂いておりますので、運輸大臣からお伺ひするといふ意味で……

○国務大臣(村上義一君) 今御指摘のやうに、現在の海上保安庁の機構におきましては、御指摘のごとく警備隊といふのは緊急に必要があつて、パトロール船ではその実力が乏しいという場合に初めて発動するといふことは今御指摘の通りであります。これが新機構において、海上警備隊が陸上の警察予備隊と並んでその本流をなすと言いますか、そして現在の海上保安庁の本流がむしろ附屬機関のごとく海上公安局といふものになるのはおかしいじやないかというお話であります。その点は一見誠におかしいとお考えに、その間に非常な性格が變つたんじゃないかという意味のお話に拜聴いたしましたのであります。その点から申せば誠に御尤だと思ふのであります。これは大橋国務大臣からお聞きになりましたことと、本質としては變つてないといふことに私も了解いたしておる次第であります。

○補見義男君 本質、それから性格、任務において違つておらないものが、別の考え方、新たに保安庁機構において統合するといふことならば、これは意味がわかるけれども、この点は再々各務大臣と三大臣とも従来の性格、任務において變りがない、こういうことをあらゆる機会にしばしば繰返されておることから、私はその点についてはどうしても疑問が氷解し得られないのであります。大臣ほかに所要があるようでありまして、この点はもうちよつとゆつくりお聞きしなければ十分に理解できないと思ひますから、運輸大臣にお伺ひするのはこれだけにしまして、あと又別の機会に質問しますから……あのこれは些細なことのようなんですが、実は先般海上保安庁法の改正法律をこの委員会が審議をいたしました際に、いづれ

新しい機構が出て来るのだから、その際にゆつくり海上保安庁の問題は取扱おうじやないか、こういう意見が委員の中にも随分あつたのであります。ところがなぜ急ぐかという、向うからというか、アメリカから船を拜借しなればならん、その拜借する場合の受入態勢が整つていないと困る、受入態勢というのは、結局法律を早く通して、そうして隊員の募集をして、訓練をして、その受入態勢を整えておかなければならぬという、こういうことが急いだ理由であり、成るほどそれは必要だと、こういうことを了承しまして、この委員会は海上保安庁法の一部改正法案を承認したわけでありまして、その経緯から私どもはその際にも申上げた各委員の氣持を汲んで、その後募集の状況なり、訓練の状況がどうなつておるかということ、この委員会としては確かめておくことが、委員会としての当然の責任だと思ひますので、その点についての御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(三田一也君) 只今お話のありましたように、四月二十八日の講和発効後の状態に備へまして、海上保安庁の現有勢力では任務の遂行が完全にできがたいという見通しでありましたので、非常に急ぎまして船舶の整備をしながらやならんという状態にありました。従ひまして船が来ても人の準備がなければいけませんので、御承知のように海上要員は訓練に非常に時間を要しますので、それがために特に急いで海上保安庁法の一部改正をいたしたわけでございます。それから要員の募集は海上保安庁法の一部改正になりました直後募集を公募いたしましたして、

それから普通の一般競争試験をいたしまして、只今選考中でありまして、約三千人を採用する予定になつております。その一部は今年の一月の二十日頃から着手いたしまして、横須賀において基礎的な訓練を或いは今度来る船に對する教育を始めています。

○補見義男君 あつたの記憶の間違ひかも知れませんが、総員は六千名じやなかつたんじやありませんか。

○政府委員(三田一也君) それは全部では六千三百八十八名になつておりますが、第一回の募集として、三千名となつております。

○補見義男君 あつた募集はいつおやりになるのですか。それから今来る船です、これは大体いつ頃来る見込ですか。

○政府委員(三田一也君) その点は最初極東海軍から言われましたのと、船の来る予定がだん／＼變つて来ましたので、従ひまして将来来るものはつきり申上げかねるのではありませんが、最初来したのは、この秋頃までに大型の千五百トンのものが十ばかり、小型のものが五十ばかりだ／＼に來るといふことになつております。従ひまして、それに合はすために人の補充もできるだけの経費を節約してずらして募集をして、それに間に合はすように教育しようといふことでありまして、来る船の條件につきましては常時米国のほうと連絡をいたしまして、それを聞き合せて人を用意するようにといふふうにしております。

○補見義男君 そうしますと、六十隻の船の来る大体的な順次的な見通しといふのはどういふふうになつておりますか。

○政府委員(三田一也君) それは全然

わかつておりません。と申しますのは、最初五隻とか六隻とかいふ予定で言われましたけれども、結果から見ますと三カ月くらい遅れまして、その次に来る予定のものもそれにつれて遅れるものと観測しております。併しなから人のほうは若し予定通り船が来ると困りますので、最初の計画にできるだけ間に合はすように募集をしてやつております。でありますから、第二回の募集は十月か十一月頃になるかと思つております。

○補見義男君 その訓練の期間といふのは一体何カ月くらいかかるのですか。

○政府委員(三田一也君) これは收容する陸上施設の關係もございまして全部で陸上に一カ月、或いは一カ月半、職種によりましては二カ月、全部で平均三カ月で以て一応けりをつけたいと、そういう程度でやつております。

○補見義男君 そうしますと、今の御説明を伺つておきますと、第二回は十月頃の前定になると、そうすれば仮に十、十一、十二というふうに見て行けば、その六十隻の船の最終は当初は來年の一月には片付くといふふうにお見通しだったのでしたか。

○政府委員(三田一也君) 最初は今年の終り頃までには大体揃うだろうといふ予定でありましたが、その後変更しましたので、まだはつきり聞いておりません。

○補見義男君 一番早い船はどのくらいで……来ているのですか。

○政府委員(三田一也君) 最初のもは四隻で横須賀に來ております。併しまだ正式に受領はしておりません。向うの管理下に置いて、こちらから乗員

を送つて見學を兼ね向うの説明を聞いてたりしております。

○補見義男君 そうすると、この船の引渡を受けるということが事実にできても、今の訓練の上から行けば、今は選考中だといふことになる、早くこの法律を通して、そして受入態勢を整えておかなければならぬといふことだけれども、実は逆に遅れることになりませんか。

○政府委員(三田一也君) その点は私の説明が不十分でありましたが、非常に急ぎましたので、海上保安庁の現在持つております乗組員或いは予備員を使いまして訓練を始めております。

○鈴木直人君 今來ておる四艘といふのはどういふ種類の船なんですか。軍艦のような種類の船ですか。

○政府委員(三田一也君) 型は昔の海防艦のような恰好でございまして、これは米国のコースト・ガーディアンの船と同じものでございまして。

○鈴木直人君 アメリカから來ます船はいわゆる會つて戦争等に使われておつたところの軍艦であるといふふうな想像しておる向きもあり、そういう場合に使うものであるといふようなことが盛んに言われておるのですが、そうしますと、その船の形から見れば海上治安を主としたアメリカにおいて使つておるような形の船であつて、いわゆる近代的に見て戦争に間に合ふといふ種類のものではないといふことははつきりいたしておるわけですね。

○政府委員(柳沢米吉君) 同じ海軍で使いましたものでも、御承知のように海軍の中には港内艇もあるし、いろいろの種類がございまして、従ひまして、今回参ります船の性能その他につきまし

ては、大体アメリカにおきますところのコースト・ガーディアンの船と同じであります。速度にいたしましては航続力にいたしましては、裝備にいたしましても、大体そういう程度であります。従ひまして我々といひましたし、いゝゆる警備力といふものはございまして、アメリカのコースト・ガーディアンの型の船と大体同じだといふふうにて考へております。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお諮りいたします。保安庁法案は一件につきましては、実は三好始君、成瀬君等より法務總裁及び外務大臣の出席を求めて質疑をするという希望がありましたので、併し両君ともまだお見えがありませんので、一応この法案の質疑はこの程度にとどめておきまして、両君の質疑は他の機会にこれを許すことにいたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めましてさように決めます。ちよつと速記をとどめて下さい。

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

それでは先刻申したことを繰返します。保安庁法案は一件につきましては、三好君と成瀬君からまだ発言の通告があつたままで残つておりますから、その点はあとへ残しますが、本日はこれを以て終了と認めて御異議ございませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めましてさように決めます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めましてさように決めます。

○委員長（河井彌八君） それでは次は
請願及び陳情の取扱につきまして会議
を開きたいと思いますが、御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（河井彌八君） 御異議ないと
認めます。さようにいたします。

午後三時三十三分速記中止

午後四時十一分速記開始

○委員長（河井彌八君） 速記を始めて
下さい。

それでは本日の委員会はこれを以て
散会いたします。

午後四時十二分散会

昭和二十七年九月五日印刷

昭和二十七年九月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局